

## 国立大学法人長崎大学と平戸市との連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と平戸市は、相互の連携を強化し、長崎県内における離島地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、国立大学法人長崎大学と平戸市が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、離島地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 離島地域の振興やまちづくりに関すること
- (2) 離島地域の活力を育む人材の育成に関すること
- (3) 離島地域における子育てや教育に関すること
- (4) 離島地域の医療や生活の向上に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

### (連携推進会議)

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

### (守秘義務)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者いずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

### (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成22年 6月24日

長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

片峰 茂

長崎県平戸市岩の上町1508番地3

平戸市

平戸市長

黒田 成考

## 国立大学法人長崎大学と対馬市との連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と対馬市は、相互の連携を強化し、長崎県内における離島地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、国立大学法人長崎大学と対馬市が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、離島地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 離島地域の振興やまちづくりに関すること
- (2) 離島地域の活力を育む人材の育成に関すること
- (3) 離島地域における子育てや教育に関すること
- (4) 離島地域の医療や生活の向上に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

### (連携推進会議)

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

### (守秘義務)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者いずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

### (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成22年 6月24日

長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

片峰 茂

長崎県対馬市厳原町国分1441番地

対馬市

対馬市長

財部能成

## 国立大学法人長崎大学と壱岐市との連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と壱岐市は、相互の連携を強化し、長崎県内における離島地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、国立大学法人長崎大学と壱岐市が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、離島地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 離島地域の振興やまちづくりに関すること
- (2) 離島地域の活力を育む人材の育成に関すること
- (3) 離島地域における子育てや教育に関すること
- (4) 離島地域の医療や生活の向上に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

### (連携推進会議)

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

### (守秘義務)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者いずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

### (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成22年 6月24日

長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

片峰 茂

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

壱岐市

壱岐市長

白川 博一

## 国立大学法人長崎大学と五島市との連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と五島市は、相互の連携を強化し、長崎県内における離島地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、国立大学法人長崎大学と五島市が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、離島地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 離島地域の振興やまちづくりに関すること
- (2) 離島地域の活力を育む人材の育成に関すること
- (3) 離島地域における子育てや教育に関すること
- (4) 離島地域の医療や生活の向上に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

### (連携推進会議)

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

### (守秘義務)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者いずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

### (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成22年 6月24日

長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

片峰 茂

長崎県五島市福江町1番1号

五島市

五島市長

中尾 郁子

## 国立大学法人長崎大学と小値賀町との連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と小値賀町は、相互の連携を強化し、長崎県内における離島地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、国立大学法人長崎大学と小値賀町が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、離島地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 離島地域の振興やまちづくりに関すること
- (2) 離島地域の活力を育む人材の育成に関すること
- (3) 離島地域における子育てや教育に関すること
- (4) 離島地域の医療や生活の向上に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

### (連携推進会議)

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

### (守秘義務)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者いずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

### (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成22年 6月24日

長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

片峰 茂

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町

小値賀町長

山田 憲道

## 国立大学法人長崎大学と新上五島町との連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と新上五島町は、相互の連携を強化し、長崎県内における離島地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、国立大学法人長崎大学と新上五島町が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、離島地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 離島地域の振興やまちづくりに関すること
- (2) 離島地域の活力を育む人材の育成に関すること
- (3) 離島地域における子育てや教育に関すること
- (4) 離島地域の医療や生活の向上に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

### (連携推進会議)

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

### (守秘義務)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者いずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

### (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成22年 6月24日

長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

片峰 茂

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

新上五島町

新上五島町長

井上俊昭